

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成12年2月10日	不動産番号	0407000342696
所在図番号	余白			
所在	船橋市丸山2丁目 64番地23			余白
家屋番号	64番23			余白
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造瓦・スレート葺2階建	1階	40.57	昭和52年5月14日新築
		2階	24.01	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月10日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和63年3月15日 第13323号	原因 昭和63年3月14日売買 所有者 東京都江東区東陽一丁目34番11号 谷 脇 恭 昌 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月10日
2	所有権移転	令和7年12月2日 第60134号	原因 平成17年7月17日相続 所有者 神奈川県相模原市緑区寸沢嵐3021 番地16 谷 脇 恭 介



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(千葉県地方務局船橋支局管轄)

令和7年12月19日

千葉県地方務局佐倉支局

登記官

道 端 朝 子



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K73449 (1/1)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年2月10日	不動産番号	0407000333201
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	船橋市丸山二丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
64番23	山林	84		64番2から分筆 〔昭和52年5月10日〕	
余白	宅地	84 26		②③昭和52年5月14日地目変更 〔昭和52年5月20日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月10日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和63年3月15日 第13323号	原因 昭和63年3月14日売買 所有者 東京都江東区東陽一丁目34番11号 谷脇恭昌 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年2月10日
2	所有権移転	令和7年12月2日 第60134号	原因 平成17年7月17日相続 所有者 神奈川県相模原市緑区寸沢嵐3021 番地16 谷脇恭介



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(千葉地方法務局船橋支局管轄)

令和7年12月19日

千葉地方法務局佐倉支局

登記官

道端朝子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K73447 (1/1)



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年2月10日	不動産番号	0407000333199
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	船橋市丸山二丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
64番21	山林	14		64番2から分筆 〔昭和52年5月10日〕	
余白	公衆用道路	余白		②昭和52年5月14日変更 〔昭和52年5月20日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月10日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和63年3月15日 第13323号	原因 昭和63年3月14日売買 所有者 東京都江東区東陽一丁目3-4番1-1号 谷脇恭昌 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月10日
2	所有権移転	令和7年12月2日 第60134号	原因 平成17年7月17日相続 所有者 神奈川県相模原市緑区寸沢嵐3021番地16 谷脇恭介



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(千葉地方法務局船橋支局管轄)

令和7年12月19日

千葉地方法務局佐倉支局

登記官

道端朝子



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K73448 (1/1)

1/1